

川崎市子どもの権利に関する条例

子どもはそれぞれが一人の人間として子どもの権利を持っています

●大切な7つの子どもの権利

- 安心して生きる権利
- ありのままの自分でいる権利
- 自分を守り、守られる権利
- 自分を豊かにし、力づけられる権利
- 自分で決める権利
- 参加する権利
- 個別の必要に応じて支援を受ける権利



●11月20日は「かわさき子どもの権利の日」

11月20日はかわさき子どもの権利の日

国連総会で「子どもの権利条約」が採択された日にちなんで、11月20日を「かわさき子どもの権利の日」と定めています。その時期には、子どもの権利への関心や理解を多くの市民に呼びかけています。

●子どもの参加と意見表明

条例によって、子どもがおとなと同じ社会の一員として参加し、自主的、自発的な活動ができるように、「川崎市子ども夢パーク」(TEL55ページ参照) や「川崎市子ども会議」ができました。

問合せ先

こども未来局青少年支援室 TEL200-2344 FAX200-3931

●子どもの権利救済のために

条例をもとにしてできた「人権オンブズパーソン制度」では、子どもが傷つけられて悩んでいるなど権利が侵害されたときには、子ども本人や周囲のおとなからよく話を聞いて、調査を行い、解決に向けて支援しています。

問合せ先

市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当

TEL200-1462 FAX245-8281

※子どもの権利侵害に関する相談については 73 ページ参照